

# 著作権 Q & A

## 著作権を守るためのQ&A

Q1

以前製作した会社案内ビデオのワンシーンをそのままパンフレットに使われた。そういう場合は権利侵害になるのか。製作者はクライアントから仕事をもらう立場であり、権利侵害だとなかなか言い出しにくい。仕事を受ける時に最初に説明しておくべきでしょうか。

回答

権利侵害になります。なぜなら、そのような使用形態は、映像の一部を静止画として複製することですが、映像著作物からの利用であって映像の著作権者の許諾を要するからです。

パンフレットが就職用の会社案内に使われているという場合には、同じ会社案内目的の使用なので当初の映像の上映やビデオ配布に含まれているのではないかと会社側は考えがちです。しかし、映像の著作物について権利を持っているのは製作者側で、特段の合意がない以上、合意によって許諾した範囲は会社案内として映像を上映する、或いはDVDにして頒布する、せいぜいそういう利用の範囲であって、切り取って静止画に使うというのはこれら上映権、頒布権とは別の複製権の問題になり、普通は最初の合意の中に含まれていないと考えられ、通常は侵害にあたると思います。

最初に仕事を受ける時に、権利について限定すべきかという点は実際にはなかなか難しい。大抵は「じゃあそれも頂くよ」ということになる。そこで、「これも含むからこの価格になる」という交渉が可能なら予め言うのも一つの方法でしょう。もちろん「それは権利の中に含まれていません」と事後的に言ってもいいかなと思います。製作に先立ってこういう形で使うということの限定が示されて製作の受注をしているので、それを越える使い方というのであれば、「お金の額が当然違ってきますよ」ということです。ただ予めクライアントに言うと、「権利を全部よこせ」という方向に知恵を付ける側面があるものですから、正面切って言わず、契約書に「発注の目的以外の使用については予めご相談下さい」のように抽象的に示しておく方法があるかなと思います。